

「渋谷区建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例」の概要について

建築物の解体工事について、近隣住民などへの事前周知 並びに 吹付け石綿等の適正処理などを義務付けることにより、健全な生活環境の維持・向上を図るため、「渋谷区建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例」を制定しました。

(1) 対象となる工事の種類及び規模

解体床面積の合計が **80㎡以上**の建築物の**解体工事**が対象となります。

※ 解体する建築物に「吹付け石綿」並びに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」が使用されている場合は、解体床面積にかかわらず対象となります。

また、特定粉じん排出等作業実施届も規模に係わらず対象となります。

※ **リフォーム工事**は対象になりません。

※ 解体工事を伴わない「吹付け石綿等」の**除去作業のみ**の場合は、対象になりません。

(2) 事前周知の義務を負う対象者(届出者)

解体工事の発注者 又は 請負によらないで自ら解体工事を行う者が対象者となります。

※ **法人の場合、取締役以上の者**とする。

なお、解体工事の請負業者も、間接的に義務を負います。

(3) 標識の設置及び説明会等の実施

① 解体工事計画届出書 (第1号様式)

解体工事計画について記載した届出書を**標識設置の前までに**区に届け出ます。

② 標識設置 (第2号様式)

解体工事の概要を記載した標識を**解体工事開始の30日前までに**解体工事を行う敷地(当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)に設置します。

③ 解体工事標識設置届 (第3号様式)

標識を設置したことを**標識の設置後5日以内に**区に届け出ます。

④ 解体工事標識変更届（第4号様式）

解体工事に係る計画を変更したときは、速やかに標識の記載事項を訂正し、変更届を**標識の記載事項の訂正後5日以内に**区に届け出ます。

⑤ 説明会等

解体工事 及び 吹付け石綿等の除去作業の方法について、「**個別説明**」又は「**説明会**」のいずれかの方法で、**解体工事開始の15日前までに**、次に掲げる者に説明する必要があります。

○ **近隣住民**

解体する建築物の敷地境界線から当該建築物の高さに等しい水平距離の範囲内に居住する者、事業を営む者など

○ **関係住民**

解体する建築物の敷地境界線から当該建築物の高さの2倍に等しい水平距離の範囲内に居住する者、事業を営む者など（前記の「近隣住民」に該当するものを除く。）のうち、説明を受けたい旨を申し出た者

※ 解体する建築物の**延床面積が3,000㎡を超え**かつ**高さが20mを超える場合は、「説明会」を開催しなければなりません。**

なお、**説明会欠席者（近隣住民）には個別説明（直接説明・資料投函等）**をする必要があります。

⑥ 解体工事説明会等報告書（第5号様式）

近隣住民等へ説明後、報告書を**解体工事開始の10日前までに**区に届け出ます。

⑦ 勧告及び公表（第6号様式）

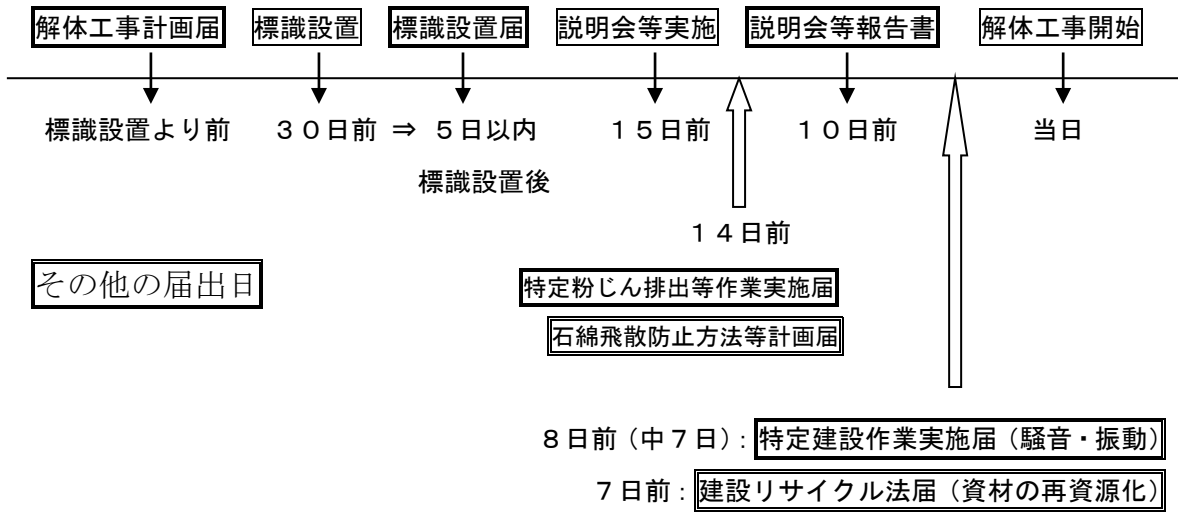
勧告…条例に規定する手続を行わずに、解体工事を開始した場合、解体工事を停止し、当該手続を行うように勧告することもあります。

公表…勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合、その旨及び勧告の内容を公表することもあります。

(4) 施行日

平成18年1月1日

周知条例の届出日



【上記の問合せ先】

- 解体工事の事前周知について

環境整備課 公害指導係

☎ (3463) 2750

【その他の問合せ先】

- 建設リサイクル法について

建築課 監察係

☎ (3463) 2747